

字体分析による中国木簡学の可能性

藤 田 高 夫

The Possibilities of Chinese Wood Slip Studies through the Analysis of Writing Styles

FUJITA Takao

Wood slips (wooden tablets) excavated in China contain information such as the description of documents and the shape of the tablet. However, the information of writing style has not been effectively utilized until today. In this project, we have carried out basic work to incorporate the analysis of writing styles as a new research perspective. In order to do so, we developed an algorithm to automatically cut out each character from the image data of a wooden slip by using AI, and then started to build a system to determine how much a certain character deviates from the respectful writing style also by using AI. This paper explores new possibilities in the wood slip studies, showing some examples of how the writing style of characters is related to the analysis of document administration in the Han period.

キーワード：中国木簡、字体、木簡画像、同筆と異筆

はじめに

冒頭に筆者の体験を一つ紹介したい。

10年ほど前、中国甘肅省敦煌市西北のゴビ砂漠中の烽燧（見張り台）遺址から16件の木簡が発見された。¹⁾ そのなかで「符」と称される1件の木簡には「元康三年」の紀年があり、報告者はこれを前漢・宣帝の元康三年（前114年）のものと判断して、漢代の敦煌西北方面の烽燧配置を議論していた。

しかしながら、筆者は報告に掲載された当該木簡の写真を見て、これが漢代のものではないことはただちに看取された。漢の隸書の書体ではなく、楼蘭などで発見された西晋簡の書体と同一であり、木簡に記された「元康三年」は西晋・恵帝の元康三年（293年）に比定すべきであっ

1) 最初の報告は、楊俊「敦煌一棵樹烽燧遺址出土的簡牘」、『敦煌研究』2010年第1期、88-92頁。

た。²⁾ このような、初歩的錯誤が生じたのは、報告者が必ずしも出土文字資料の専門家ではなかったこともあるが、木簡のもつ歴史情報のうち、記載内容が偏重され書体も含めた文字の書かれ方への注意が欠如していたことが背景としてあるのではなかろうか。

2017年 ORCAS での研究が始動するにあたって、デジタル化による中国木簡研究の更なる発展を志向する上で、木簡の記載内容としての文字情報だけでなく、文字の書かれ方を分析対象として採りあげること、それを可能とする環境を構築することが有効ではないか、と着想した。木簡の実物へのアクセスが中国国内でも限定されている現状において、実物を手にしていない海外の中国木簡研究者に可能なことは、公表された画像を利用してそれを研究に資する形で提示することであろう。ORCAS のパイロット・ユニットの1つとして木簡の字体研究を立ち上げたのは、そのような背景がある。

具体的な研究は、木簡の赤外線写真から一文字ずつを切り出し、データセットとして構築することが出発点となる。そこで、本学システム理工学部の吉田壮氏の協力を得て、科学研究費補助金も獲得しながら、作業を進めてきた。中心的課題であった AI を用いて文字の切り出しを自動化するプロセスはほぼ目途が立ちつつあるが、もう一つの課題である「文字のくずれ度合い」の測定方法は現在のところなお試行段階にある。

そこで本稿では、木簡研究において文字の書かれ方に注目することがどのような可能性を持つかという点について、いくつかの具体例を挙げながら紹介することを目的とする。

1. 中国木簡研究の推移と情報源としての木簡

1.1 中国木簡研究の推移と特殊性

日本木簡の研究においては、「木簡は何より考古学的資料として扱わねばならない」という共通認識が早い段階から形成されていた。岸俊男氏は「日本の木簡はほとんどすべてが地下から廃棄されたままの状態出土する。(中略)そこにまた日本出土木簡の史料としての特性がある。この特性を正しく把握し、史料としての活用をはかるためには、木簡の正確な釈読ばかりでなく、何よりも木簡の出土状況や伴出遺物についての精細・的確な観察・記録が必要であり、そうしたものの有無が木簡の史料としての死命を制するといっても過言ではあるまい。」と述べている。³⁾

それに対して中国木簡の研究は、これとは異なる状況にあった。20世紀初頭のオーレル・スタインによる敦煌漢簡はさておき、その後の大量発見の嚆矢である1930年代の居延漢簡の紹介と研究は、日中戦争の影響もあって当初想定されていたような道程を歩むことができなかった。

居延漢簡の最初の釈文は『居延漢簡考釈 釈文之部』4冊(石印本、四川省南溪、1943年)

2) その後、この年代比定に対しては多くの疑義が呈された。

3) 『木簡研究』創刊号(木簡学会、1979年)の巻頭言。

として公開され、次いで勞榦『居延漢簡考釈 釈文之部』2冊（排印本、上海商務印書館、1949年）が刊行された。これらを基礎的史料として漢代木簡研究がスタートしたのであるが、写真の公開は遅れ、1957年の『居延漢簡 図版之部』（中央研究院歴史語言研究所）を待たねばならなかった。また、広範囲に点在する遺跡のどこからどの木簡が出土したのかという出土地情報も、1959年の『居延漢簡甲編』（中国社会科学院考古研究所）によってその一部がようやく判明するに至った。つまりこの時点までの木簡研究は、活字化された釈文だけを史料として、出土地情報も不完全なままで遂行せざるを得なかったのである。この状況が、木簡の記載内容のみが重視され、モノとしての木簡がもつ情報（その中には文字の書かれ方も含まれる）が重視されなかった要因であるように思われる。

1.2 木簡資料の持つ情報

そもそも木簡には複層的な歴史情報が含まれている。その第一の価値は言うまでもないことだが、墨書された記載内容そのものである。多くの木簡資料は、少数の専門家によって釈読がなされてはじめて、史料としての利用が可能になる。一件の木簡に記載された文字情報は長いものでも数十字程度であり、断簡も大量に存在するから、平均すれば10文字前後ほどであろう。こうしたデータが万の単位で存在する場合、これをデータベース化しようとするのは自然なことであろう。

	釈文	簡番号	図版	出土地	紀年
1	收責頓會月十日謹以府書隨子都名親辭 敬居延令史番子功	3・2	569	A8〈破城子〉	
2	□□敢□□# □□□□□# 妻謹□□	3・8A	580	A8〈破城子〉	
3	□……上今	3・2D	581	A8〈破城子〉	
4	三德係長徐宗 自言故霸胡亭長寧就會錄二千三百卅數責不可得	3・4	527	A8〈破城子〉	
5	出綏 買	3・5	569	A8〈破城子〉	
6	係長徐宗 自言故三泉亭長石延壽妻錢少二百八十數責不可得	3・6	569	A8〈破城子〉	
7	鐵經二□□□□□ 樂矢九十呼未能會 日#第十六係長□	3・7	528	A8〈破城子〉	
8	辭故州并候官令史西五鳳三年中爲候官□□□故甲渠候仕君豫廿□□	3・8	527	A8〈破城子〉	五鳳三年；
9	高弘#甲渠官# 十月庚辰門卒輔以來	3・9	568	A8〈破城子〉	
10	元延三年九月己未尉史□□□	3・11	526	A8〈破城子〉	元延三年；
11	□□甲渠候漢置敢言之府修書日成卒	3・12A	526	A8〈破城子〉	
12	令史慶	3・12B	527	A8〈破城子〉	
13	亡尸子 □	3・13	526	A8〈破城子〉	
14	□□午朔辛酉渠并係長成敢言之通五鳳四年五月中除爲彰北□□#五年正月授爲甲渠誠	3・14	526	A8〈破城子〉	五鳳四年；五鳳
15	今錄發五千六百五十束	3・15	527	A8〈破城子〉	
16	尉史□再拜言□□□□叩頭言□□萬口死□尚欲# □治家願取急 □□死罪再拜謁	3・16	576	A8〈破城子〉	

図1 筆者の使用している木簡データベース（部分）

事実、筆者も1990年代初めには、同志数名と協働して、敦煌漢簡と居延漢簡の全釈文をテキスト化し、データベースとして構築した。当時の非力なOCRであっても、テキストエディタなどで検索・置換をくり返せば、精度の高いテキストデータを得ることができ、これをリレーショナル・データベースソフト（筆者は今でも「桐」を使用している）に読み込ませれば、十分に実用に耐えるものとなった（図1）。このデータベースの威力は驚異的で、用例の検索や同類簡の検出が瞬時に可能となり、用例に基づいた語義解釈では、データベースなしの研究は

考えられないとまで思えた。また、当時は重く分厚い図版冊の扱いに苦勞していたため、木簡の写真を一枚ずつ切り出して画像データを作成し、これをデータベースに取り込むことも検討した。しかし、当時の写真の解像度が新聞写真と同程度であったこと、スキャナの精度やパーソナルコンピュータのスペックが実用に耐えなかったことなどから断念せざるを得なかった。近年では、テキストベースでの検索は簡便に実行できるから、高度でフレキシブルな検索を犠牲にすれば、わざわざデータベースに組み上げる必要もなくなり、木簡のテキスト検索を可能とする環境を個人的に所有することは容易になっている。

木簡の持つ情報はテキスト化できる記載内容だけではない。出土したモノとしての木簡には長さ、幅、厚さなどの法量がある。ところが、近年まで中国木簡の報告書には、個々の木簡の法量データが欠如していた。そのため研究者は公刊された写真冊の木簡を物差しで計測せねばならなかった。ここにも木簡の記載内容を偏重する傾向が反映していたと言えるであろう。

また漢代木簡には、札と呼ばれる一行書きの木簡、両行と呼ばれる二行書きの木簡、さらに幅広の牘など、幅にバリエーションがある。また物品の名称や文書の表題を記してモノにくくりつける楬と呼ばれるタックが存在する。このほかにも、送付文書の宛名書きに相当する検（それにもシールである封泥を詰めるハコが装着しているものとなないものがある）や、觚と呼ばれる断面が四角形・六角形を呈する棒状の木簡もある。

このような多様な木簡の形状は、写真によって初めて確認できるもので、図版の公表以後は、木簡の形状と用途との関連を探る研究が進展してきた。札と両行の使い分けの原則などがようやく見え始めていたのだが、統一秦の時代の木簡で、幅広の牘1枚に数行にわたって文書を記した里耶秦簡の出現によって、複数の札や両行を編綴して文書を記す冊書の位置づけが、あらためて問われる事態となっている。

木簡の持つさらなる情報として、文字の書きぶりがある。木簡の写真を見れば、謹直な隷書で書かれたものもあれば、くずれた草書で忽卒に記されたものもあることにすぐに気づく。木簡研究では、謹直な字で書かれたものは「正式」の文書、くずれた字で書かれたものは「草案」あるいは「控え」であろう、と漠然と解釈してきたのであるが、くずれ度合いの判断は観察者の主観に拠る部分を避けられない。そのため、文書行政のなかで「書きぶり」がどのような意味を持つのかという視点を木簡研究に本格的に持ち込むことは、未だ実現できていないのである。

このような欠落を補完して木簡の持つ歴史資料としての情報を十全に活用するためには、字体分析の方法論と、それを支える文字データの集積が喫緊の要請となっている。ORCASにおける本パイロット・ユニットの意義はそこにある。

2. 字体のもつ情報と木簡研究の事例

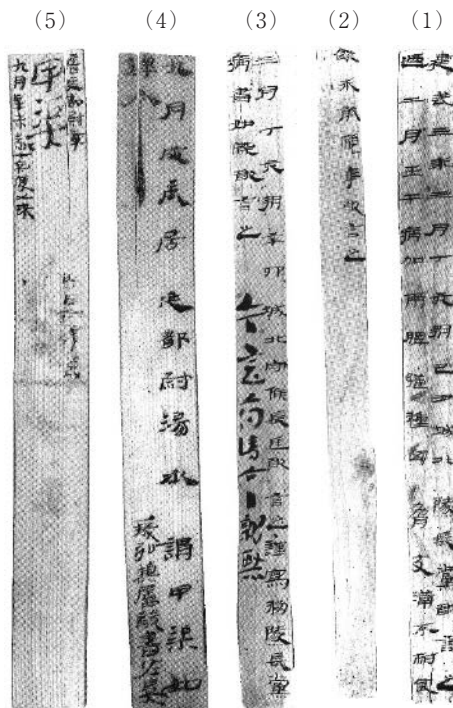
2.1 同一簡中の異筆

文字の書きぶりの探求が、木簡による文書行政の研究とどのような接点を持つのか、先ずわかりやすい例を挙げよう。簡(1)～(3)は城北隧という見張り台の責任者が病気のため執務不能となったことを上級官署に報告した文書である。⁴⁾ (1)から(3)まで謹直な隷書で書かれているが、(3)に別筆の草書で「今言府請令就醫（上級機関である府に申請して医者に診せた）」と記された部分は、報告を受けた官署の指示内容である。

このように、報告書字体は謹直な字体で記されるが、案件に対する処置はくずれた字体となり、かつこれが一件文書として保管されたことがうかがえる。

次の(4)は、上級機関である都尉府から送付された通達の末尾簡で、(5)はその裏面である。⁵⁾ (5)の「甲渠」はこの文書の宛先である甲渠候官のことである。この木簡の前には、おそらく太守府から都尉府に送られた指示の文言が記されていたと思われるが、それは失われている。

ここで確認しておきたいのは、この木簡には少なくとも2種類の書きぶりが併存していることである。(5)の「甲渠」と、その左右の「居延都尉章（居延都尉の印章で封じられていた）」、「九月辛未第七卒便以来（第七隧の卒の便が文書を持ってきた）」は異なる筆跡である。「甲渠」は発信側で記した宛名であり、その左右の異筆は、受け取った側で記した内容である。(5)中段の「即日行事発」は字跡がはっきりしないが、意味から考えて文書の発信側の指示（ただちに開封せよ）と思われる。(4)は発信者である都尉府の指示本文（具体的内容は不明）であるが、左行下部の文書作成と発送を担当した属吏の名は、本文とは別筆の可能性も否定できない。要するに、太守府からの通達を受けた都尉府は、太守府の通達を複写してそれに都尉府から甲渠候官への通達文言を加え、その裏面に「宛名書き」を記して即時実行の指示を書き加え発送し、⁶⁾



4) (1) E.P.F22: 80, (2) E.P.F22: 81, (3) E.P.F22: 82. 図版は『居延新簡集釈（七）』甘肅文化出版社、2016年。

5) (4) E.P.T50: 16A, (5) E.P.T50: 16B. 図版は『居延新簡集釈（二）』甘肅文化出版社、2016年。

6) このように文書本体の裏面に宛名書きを記すことはまま見られるが、文書とは別に「検」と呼ばれる宛名書きを付することと文書処理上にどのような違いがあったのかは、未解明である。

受け取った甲渠候官で封印の確認と受領した日時と持参人を記録した、という一連のプロセスがリアルに復原できるのである。

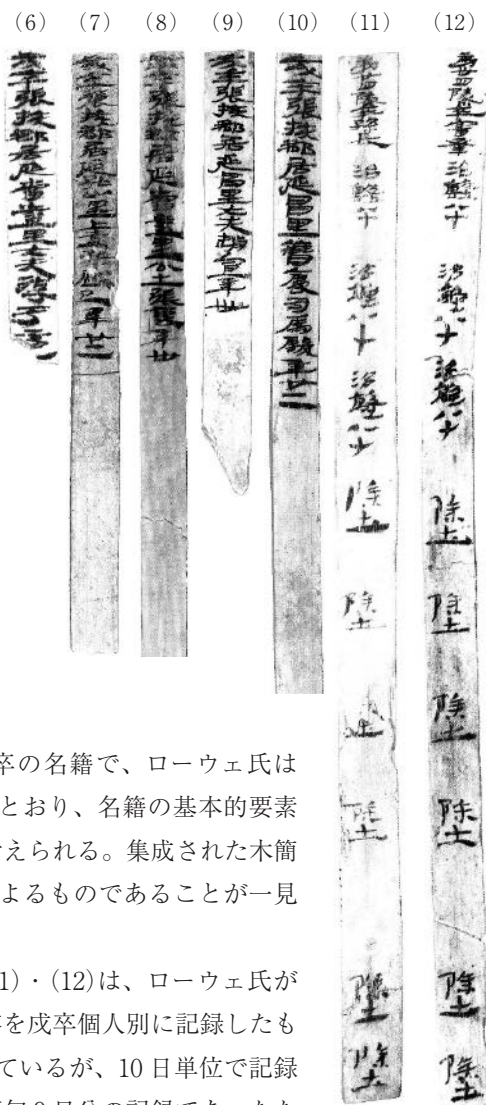
2.2 同筆簡の集成

次に、同じ手で書かれた木簡を取り上げたい。文字の書かれ方に対する関心は、すべての木簡研究者の意識外にあったわけではない。筆跡という観点を木簡研究に持ち込んだ研究者として第一に挙げるべきは英国のマイケル・ローウェ氏であろう。ローウェ氏は同一遺址から出土した居延漢簡を対象に、同一記載様式という基準に加えて同筆という要素を徹底的に取り入れ、文書・簿籍の冊書の復原を試み、43の冊書復原に成功するという、先駆的かつ画期的な業績をあげた。⁷⁾ 以下にローウェ氏の成果の一部を示そう。

(6)～(10)は居延で辺境警備の任に当たる戍卒の名籍で、ローウェ氏はMD4と名づけている。⁸⁾「名縣爵里」という語のとおり、名籍の基本的要素が全て含まれ、名籍の原簿の役割を果たしたと考えられる。集成された木簡(掲げたのはその一部)は、同一の筆記者の手によるものであることが一見して了解される。

ローウェ氏の成果をもう一例紹介しよう。(11)・(12)は、ローウェ氏がMD14と名づけた簿籍の一部で、一日の作業内容を戍卒個人別に記録したものである。⁹⁾ここでは9日間の作業内容が記されているが、10日単位で記録されるのが通常であるのに対し、これは小月の下旬9日分の記録であったためと考えられる。「治壑」は日干し煉瓦作り、「除土」は吹き溜まった砂の除去作業である。

この2つの簡を詳細に検討してみると、日々の作業記録のうち「除土」の書きぶりに違いがあることに気づく。すなわち、両簡とも第4日目と第9日目の「除土」の「土」の字に「、」



7) Michael Loewe, *Records of Han Administration*, 2 vols, Cambridge, 1967.

8) (6)286・14 (部分)、(7)137・2、(8)194・18 (部分)、(9)188・32 (部分)、(10)188・15。図版は中央研究院歴史語言研究所『居延漢簡(壹)～(肆)』、2014～2017年。

9) (11)286・29 + 61・7、(12)89・22。図版は中央研究院歴史語言研究所『居延漢簡(壹)～(肆)』、2014～2017年。

があるのに対し、他の日の「土」には「、」がない。¹⁰⁾ これは4日目と9日目の記事を記入した者が他日とは別人であることを示唆しているだろう。このことから、こうした作業記録の作成過程は以下のようなものであったと考えられる。つまり、まず作業に従事する戍卒全員の所属・氏名などだけを上端に記した冊書が作成され、その日の作業が終了するごとに作業内容が日々書き込まれていったのである。このように、文字の書きぶりに注目することによって、簿籍作成の具体的姿がリアルに復原できるのである。

2.3 同筆と異筆—「候粟君所責寇恩事」冊書の筆跡

漢代木簡の文字の書きぶりに注目した研究者として、もう一人、角谷常子氏の研究を指摘しておきたい。¹¹⁾ 角谷氏はある文字が同一人の手によるものであること、つまり筆跡の不変性が成立する条件として、①たくまずに書いたものである、②同書体で書いたものである、③同一年代に書いたものである、④記載時における筆者の身体及び健康状態に著しい差異がないこと、の4点を挙げている。このうち②について、隸書と草書が併存する漢代木簡では、「同一人物でも隸書で書いたものと草書で書いたものを判定することは難しい」とした上で、同筆・異筆の判別の可能性を探っている。

その際に角谷氏が用いたのは、「候粟君所責寇恩事」と呼ばれる冊書である。¹²⁾ 35件の木簡からなるこの冊書は甲渠候官の長である粟君と居延県在住の一般人である寇恩との間で発生した、委託販売を巡る金銭トラブルに関するものであるが、長文に及ぶものであるため、ここでは内容には立ち入らない。¹³⁾ この冊書全体がいくつかの部分から成るとする点はこの冊書を採用あげた諸家の一致するところであり、角谷氏も以下のような部分ごとに書きぶりの比較を行っている。

- A (E.P.F22:1～20) 建武三年十二月乙卯付。都郷嗇夫が寇恩を験問して得た陳述。
- B (E.P.F22:21～28) 建武三年十二月戊辰付。都郷嗇夫が寇恩を再度験問して得た陳述。
- C (E.P.F22:29～32) 建武三年十二月辛未付。都郷嗇夫から居延県廷に宛てた文書。
- D (E.P.F22:34～35) 建武三年十二月己卯付。居延県廷から甲渠候官に宛てた文書。

角谷氏は、この冊書は三人の手によるものと推定している。つまりAの筆記者、B・Cの筆記者、Dの筆記者の三人である。本稿では、本プロジェクトで切り出した画像データを加えて検証してみよう。¹⁴⁾ まずAとBの比較である。共通して現れるいくつかの文字を以下に示す。

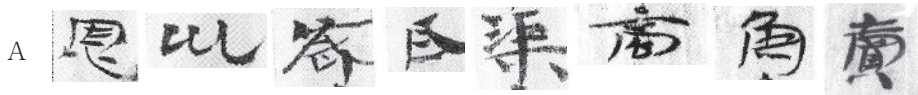
10) 漢代木簡の隸書では、「土」には「、」が付されることが通常であり、「、」のない「土」は「土」と釈すことが多い。

11) 角谷常子、「秦漢時代の簡牘研究（学界展望）」、『東洋史研究』第55巻第1号、211-224頁。

12) E.P.F22:1～35。

13) 「候粟君所責寇恩事」冊の構成については、初山明『中国古代訴訟制度の研究』（京都大学学術出版会、2006年）中の「第四章爰書新探」（180-184頁）を参照。

14) 本稿で用いる「候粟君所責寇恩事」の画像は、すべて『居延新簡集積（七）』甘肅文化出版社、2016年、に拠る。

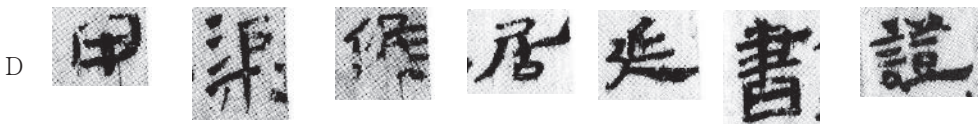
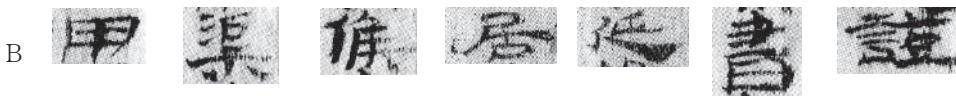


A と B とでは、文字の書きぶりに大きな違いが見られることがみとめられる。次に B と C を比較してみよう。



B と C は、「年」「郷」「書」字などの見られるように、A と B ほどの差異はなく、ほぼ「同筆」とみなしてよからう。

最後に B と D を比較してみると、



D は文字数が少ない上に簡面が虫食いで荒れており、比較できる文字が限定されるが、書きぶりには相当の開きがあり、「別筆」と判断してよい。また「書」字の書きぶりも A とは異なっており、角谷氏の A、BC、D という三人の筆記者を想定することは妥当であると判断できる。

さらに続けて角谷氏は、A の筆跡が他の木簡に見られる甲渠候官所属の下級書記である夏

侯譚の筆跡と類似することから、BCD は他署から甲渠侯官に送付された文書そのものであるのに対し、A は甲渠侯官で複写されたもので、BCD が二行書きの両行簡に書かれているのに対し、A のみが一行書きの札に書かれていることと結びつける。ここから送付文書は兩行、部内の控えは札、という文書行政上の木簡の使い分けを想定していくのだが、ここではこれ以上踏み込まない。

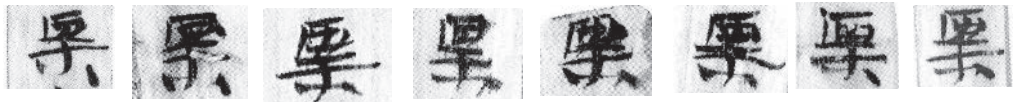
このように、文字の書きぶりという観点を取り入れることによって、文書行政の運営の具体的な姿に切り込んでいくことが可能になるのである。ただ、ここでさらに考慮しなくてはならない問題がある。それは、同一人の手による文字の書きぶりに、どれくらいの幅があるのか、書き手を特定するに十分な不変性をもっているのか、という問題である。

これについても「侯栗君所責寇恩事」冊書は、有力な素材を提供してくれる。20 件の木簡からなる A 文書、8 件の木簡からなる B 文書は、それぞれ最初から最後まで同一人によって書かれたことは明らかであり、その中で繰り返し現れる文字を検討することで、同一人による書きぶりの幅を検証することが可能だからである。以下にいくつかの例を示そう。

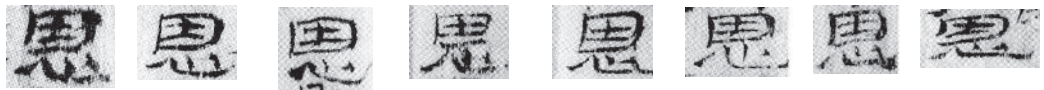
A 恩



A 栗



B 恩



B 栗



「恩」字では、上半の「因」の内部の書き方、下半の「心」の終筆 2 画の点の打ち方にそれぞれがあり、かつ A でも B でもそれは一貫している。「栗」字では、上半「西」の第 2 画と第 6 画の接続具合、および第 3 画・第 4 画の縦画の並べ方に特徴があり、これも A および B の中ではそれぞれ一貫している。また下半の「米」では左右の払いが A と B で異なるが、A が点

を書くように押さえるのに対して、Bではしっかりした波磔となり、これはAおよびBの中ではそれぞれ一貫している。

同一の筆記者による書きぶりの幅については、さらに検討を加えねばならないが、書きぶりの特徴は保持されていると考えてよいだろう。

2.4 「永元兵釜磔簿」をめぐって

木簡の字体分析を通じて解決したい問題として、最後に「永元兵釜磔簿」と呼ばれる現存最長の冊書を採りあげたい。¹⁵⁾



図2 永元兵釜磔簿

72枚の札から成るこの冊書は、実は5種類の個別のファイルが連続されたものである。5種類のファイルとは、①永元五年(93A.D.)六月、②永元五年七月、③永元六年(94A.D.)七月、④永元七年(95A.D.)正月～三月、⑤永元七年(95A.D.)四月～六月における、2つの見張り台(破胡燧と河上隧)の備品チェックの記録とそれを上級機関に送付した送り状からなるファイルである。この冊書には不可解な点がいくつもあり、記録が時間的に連続していないこと、断続したファイルがなぜ1

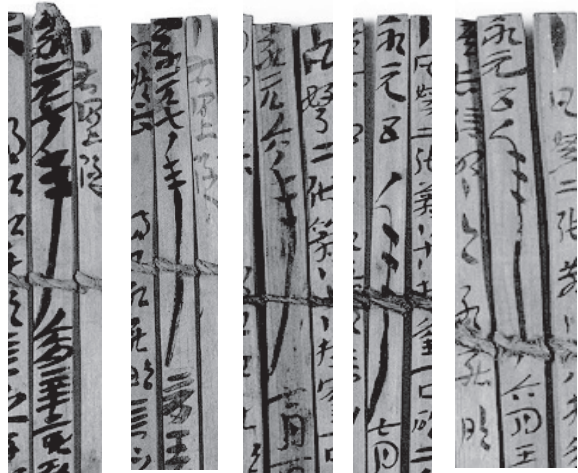


図3 永元兵釜磔簿(紀年部分を拡大)

つに連続されたのか、内容的には備品の欠損が放置され最後まで補正されないのはなぜか、な

15) 図版は、中央研究院歴史語言研究所『小学之道—從漢簡看漢代識字教育』、2013年の附図より採録。

ど枚挙にいとまがない。文字の書きぶりという本稿の論点から見れば、この冊書を構成している5つのファイルは、一人の手によって書かれたものなのか、という問題がある。かなりくずれた草書で書かれているため、同筆か否かの判断は、比較的謹直な隷書が多かった如上の文書とは違う困難が伴うのだが、同筆だとすると、後漢の半ばにおける辺境の支配管理体制の問題を考える上で、貴重な素材を提供するものとなり得るだろう。

3. 小結

最後に、筆者の個人的体験をもう一つ紹介したい。2000年に関西大学学術研究員として英国に滞在し、大英図書館所蔵の敦煌漢簡を調査していたときのことである。日本のある研究者からEメールが入った。オーレル・スタイン第4次中央アジア探検で発見され、所在の分からなくなっていた遺物が大英図書館にあることがわかったので、¹⁶⁾ その中の一枚の木簡について調査して欲しいという依頼であった。実際には、大英図書館に遺されていたのは遺物そのものではなく、写真のガラス乾板だったのだが、求められたのはその木簡が前漢のものなのか、後漢のものなのか、実見して判断して欲しい、ということであった。

現像した写真を入手して精査してみたところ、当該の木簡は謹直な隷書で2行にわたって文字が記されており、簡の下部3分の1は折れて失われ、残存する文字も下半分は字跡が不明瞭で判読できなかったが、中央から敦煌に送られてきた漢代の詔書の一部であろうことは容易に推察できた。ただ、この簡の前に存在したであろう「紀年」のある冒頭簡が失われているため、年代を特定することはできなかつただけでなく、前漢か後漢かの判別も手に余った。10年以上にわたって1万件を超える木簡を扱ってきていながら、文字の書きぶりから年代を推定するだけの眼力が筆者にはなかつた。それは今でも不可能である。しかし、現在我々のプロジェクトで進めている大量の文字データ集積が一定の水準に到達すれば、字体による年代判別も可能となるかもしれない。その日を期して、基礎的作業を今後も精力的に継続していきたい。

16) スタイン第4次中央アジア探検の発見物については、Wang Jiqing, 'Photographs in the British Library of Documents and Manuscripts from Sir Aurel Stein's Forth Central Asian Expedition', *The British Library Journal*, Vol. 24, No. 1, 1998, London. に詳細が報告されている。当該の木簡の写真は p. 41 に掲載され、N. XIV. ii. 1 という簡番号が付されている。